

令和6年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和6年12月9日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第51号議案 幸田町個人情報保護に関する法律施行条例等の一部改正について
第52号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第54号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について
第55号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散について
第56号議案 岡崎市額田郡模範造林組合規約の変更について
第57号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分について
第58号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第59号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）
第60号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第61号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第62号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	池田和博君	企画部長	内田守君
総務部長	林保克君	参事(税務担当)	稲熊公孝君
住民こども部長	三浦正義君	健康福祉部長	山本晴彦君
参事(健康保健担当)	金澤一徳君	環境経済部長	大熊隆之君
建設部長	鳥居靖久君	上下水道部長	齋藤啓一君
消防長	山本秀幸君	教育部長	菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 大須賀 龍二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は、16人であります。

定足数に達しておりますから、これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、14人であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 廣野房男君及び12番 稲吉照夫君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第51号議案から第62号議案までの12件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第51号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） まず、今回は4つの条例改正であります。

それは、国におきまして刑法等の一部を改正する法律、これが懲役と禁錮、これを拘禁刑に一本化するという法律を令和7年6月1日から施行するというものでありますけれども、この拘禁刑に一本化された理由についてお聞きをしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 刑務所に収容される刑罰には、刑務作業が義務づけられる懲役刑と義務づけられない禁錮刑があります。しかし、禁錮刑では刑務作業が義務づけられていないため、受刑者は一日中居室で過ごし、監視されるだけという状況になります。何もやることがない状態が苦痛であることから、禁錮刑の受刑者の約8割は、自ら志願して刑務作業を行っています。

さらに2022年において、禁錮刑の判決が下された割合は僅か6%にすぎません。懲役刑と禁錮刑の違いが、実質的にほとんどないことも指摘されています。また、ほとんどの受刑者が刑務作業を行っていますが、その一方で、更生のために必要な指導を十分に受けられないという課題も指摘されてきました。懲役刑では、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせると定められており、刑務作業をなくすことはできません。刑務作業に割かれる時間は1日8時間です。そのため、更生に必要なプログラムや指導の時間を確保するのが難しい状況でした。

新設される拘禁刑においては、法第12条第3項で、拘禁刑に処せられた者には、改善、更生を図るため必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができると定められます。国会において、法務大臣等から、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導とをベストミックスした柔軟な処遇をすることができるようにするためという旨の説明がされています。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 禁錮におきまして、80%が労務作業を希望しておるという説明があったわけでありますけれども、この刑罰のうちの重い順で言うと、死刑、それから次に懲役、そして禁錮、そして罰金というふうになっておりますけれども、これが懲役と禁錮が一本化することによって、不利益に、あるいは、逆に労務作業が科せられる、強制労働が科せられることによって刑が重くなったりするという、そう感じられるわけですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 不利益になることはなく、また刑が重くなったりすることはありません。個々の受刑者の特性、実態に応じ、作業と指導とをベストミックスした柔軟な処遇をすることができるようにすることで、再犯防止を図るものでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） しかしながら、懲役は刑事施設に収監をされ、刑務作業を義務づけられる刑罰となっております。これには無期と有期懲役があって、最大有期になりますと最大30年となっていたわけでありますが、この禁錮刑は刑務作業の義務がないということで、そういうことで多くの受刑者の方が自発的に刑務作業をしていると。禁錮刑、これは労務作業の身柄拘束がないという刑でありますので、その辺が一本化することによって、これが拘束をされてしまうと、そして作業も科せられ、また、指導も入るということでありますけれども、別に一本化しなくても、それぞれの刑の中でやればいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点について、なぜ一本化した理由が私は分からないわけですが、その辺について、やはり、刑罰について重い順から考えると、これは逆に不利益になる場合があるのではないかと思います。

これが4つの条例があるわけですが、幸田町におきましては、個人情報保護に関する条例ですね。次に、幸田町職員の給与に関する条例、そして消防団条例の改正、そして非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する、この4つの条例が禁錮刑になることによって、逆に不利益になる場合だってあり得ると思うわけでありますけれども、その辺のところの国のほうの考え方といいますか、刑の科せられ方、この辺は確認をさ

れたんでしょうか。不利益にならないというふうに確約があるのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 懲役刑と禁錮刑の違いが実質ほとんどないというふうな指摘もある中で、やはり、先ほど大臣等からも受刑者の特性に応じ、作業と指導をベストミックスした柔軟な処遇をすることができるようにするためという説明があったということでもありますので、今までの刑ですと、指導、そういったところがなかなかされていないというところを重点に置きながら、再犯防止を図るというところを主眼に置かれたと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 禁錮のほうに懲役と同じような強制労働と、そういうのが科せられるということによって、例えば禁錮の中で冤罪を生むような、そういう可能性だってあるんじゃないかなというふうに考えるわけにありますけれども、やはり、そうしたことが今は自白の強要とか、そういうことはされてはいないわけですが、しかしながら、例えば、現行犯逮捕されたときに、その捜査の内容によってはどうなるかわからないということだってあるわけですよ。そうしたときに本当に不利益にならないのかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 今回につきましては、先ほども趣旨でお話をさせていただいたとおり、拘禁刑に一本化されたということでもありますけれども、内容につきましては、懲役刑と禁錮刑が一つに一本化されたというものでありますけれども、先ほども言いましたとおり、個々の受刑者の特性に応じた作業と指導とをベストミックスした柔軟な処遇をするということでもありますので、そういった中で対応をされていかれるというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 個々の特性に応じた対応をすると言われますけれども、その個々の特性に応じた指導とそれから作業という、そういうことがきちんとなっているのかということでもありますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 今までの状況の中で、やはり、刑務作業に重点が置かれて指導がなされなかったというところでもありますので、そういったところを修正するというところが指導に重点も置いていくというところでもありますので、そういった今回の改正内容、そういったものの趣旨を生かしながら、今後、拘禁刑のほうの執行がされていくものと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この一本化される前は、8割が労務作業を希望をして、そうした労務に従事するというものでありましたけれども、その中で今までの刑罰の中で6%しか禁錮刑が言い渡されていないというような中で、禁錮刑がいわゆる重いほうの刑の拘禁刑という刑に変わってしまうということからすれば、じゃあ、本当に刑法の刑事罰の

重い順からいくと、もう3本しかないというようなことからすれば、私は、やはり、これは問題があるんじゃないかなと、刑が重くなるんじゃないかと思うわけです。そうした点で、そういう内容のものがくみ取れないのかということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） こちらの一本化については、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、制度上の指導が今まではなかなかされていないというようなところ、更生に必要なプログラムや指導の時間を確保するというような趣旨もあるということですので、そういった運用になるというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第52号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を行います。

14番丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、手数料徴収条例の改正につきましては、コンビニにおける交付手数料を減額をするということでもあります。今まで200円だったものを100円に減額する。この利用率の引上げで窓口負担の減少をどれぐらい見込んでおられるのか伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 利用率につきましては、コンビニの利用率を引上げという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

令和5年度の各種証明書交付申請の実績を見ますと、協議会でもお示ししましたけれども、役場窓口での申請につきましては、年間で3万1,598件ございます。コンビニ交付につきましては、年間5,918件で、合計にしまして3万7,516件、コンビニの交付率は15.8%でありました。この役場窓口での申請件数3万1,598件につきまして、1人1申請と仮定して日換算いたしますと、1日当たり平均で約130人が各種証明書交付のために役場窓口を訪れている計算になります。また、これを時間に換算してみます。お客様が申請書記入から交付会計処理を終えるまでの対応時間、これを1件当たり5分として試算いたしますと、年間で2,633時間、月換算で219時間、日換算で11時間となります。この数字をベースといたしまして、コンビニ交付利用率を現在の15.8%から30%に引き上げた場合、窓口の利用件数につきましては、年間で約5,300件の減、1人1申請と仮定しまして、日換算で1日当たり22人の減、窓口対応時間に置き換えますと、年間で445時間、日換算で2時間の減となります。さらに、コンビニ交付利用率が50%の場合ですと、窓口の利用件数は年間で1万2,840件の減、1人1申請と仮定しまして、日換算で1日当たり54人減少します。窓口対応時間に置き換えますと、年間で1,070時間、日換算で4時間の減となります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 窓口負担が減少するというので、かなり減少される見込みを立てておられるわけでありませけれども、近隣でも既にこの手数料、これを100円に引き下げているところが出てきているわけでありまして、こうしたところのコンビニ利用率が幸田町に比べて高いとなっているということのようでございますが、その窓口負担が減少することによって、その分をほかの住民対応サービスに回すことができるのかということと、それから、人の配置はどのように考えられるかということでございますが、その辺のところはどうお考えなのでしょう。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 減らすということで、例えば、所要時間等を減らすことで人件費のコストが削減できるとか、そういう形にも考えられるわけではございますけれども、ちなみにそれも計算してみました。先ほどの窓口負担の減少を時間でお示しましたところですが、これを金額といたしまして、パートタイム会計年度任用職員、時給1,100円でございます、こちらで置き換えてみますと、コンビニ交付率30%で約50万円、50%ですと120万円の歳出減という形になるわけではございますけれども、しかしながら、業務量を減らすことで人件費を抑制するという考えにつきましては理解はできるところでございますが、今回の場合、人員配置という部分で事務軽減分を人件費削減につなげるという考え方ではございません。役場窓口につきましては、業務は証明書発行業務だけではございませんで、1件当たりの事務に多くの時間を必要といたします、転入・転出、出生・死亡、婚姻・離婚などの届出関係業務につきましては、令和5年度で約1,600件ございます。そのほかにも、平成28年1月から開始いたしましたマイナンバーカード交付業務、こちらも住民課で行っておりますが、令和5年度で約5,600件ございます。また、平成31年4月から開始しておりますパスポートの交付業務、こちらも約500件あるところでございます。

住民課の職員につきましては、現在、正規職員が課長をはじめ8人、それから、パートタイムの会計年度任用職員が6人でございます。人員を増やしていただけるというのが一番いいんですけれども、なかなか職場の場所的にも今はきゅうきゅうなところで厳しいものがございますので、その辺につきましては、こういったコンビニ交付のほうへ誘導することで事務のその分の時間を軽減することで、そういった今度は来庁していただくお客様、こちらに対しまして時間を要してしっかり対応できるような体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。それでは、この手数料を200円から100円に減額することによって、幸田町の減少額が幾らになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 令和5年度の交付率、先ほどの15.8%での各種証明書交付申請の実績を見ますと、そのときの窓口での手数料収入が760万円、コンビニ交付による手数料収入が約130万円ございまして、合計で約890万円でありました。この交付率15.8%のまま該当する5つの証明手数料を200円から100円に減額

した場合は、手数料収入額は窓口とコンビニを合わせて約840万円となりますので、50万円ほど収入減となります。

なお、これを先ほど申しあげました交付率30%とした場合の手数料収入で試算いたしますと約100万円、50%とした場合は約160万円の歳入減となる計算でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第54号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、水道事業布設工事監督者並びに水道技術管理者についての条例改正でありますけれども、この資格要件の緩和、変更について、具体的にこの緩和の基準について伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（齋藤啓一君） 資格要件の緩和、こちらは大きく2つございまして、1つ目は、卒業した学校の学科についての緩和であります。これまで土木系の学科のみだったものを、機械や電気の学科も含めるという内容で、こちらは浄水場を持つ水道事業者に関係すると認識しております。

2つ目が、実務経験年数の緩和等であります。こちらは年数自体が短縮されるわけではなく、水道のみの実務を土木等も含めて経験年数とするものであります。例えば、高校の土木卒、私がそうなんですけれども、これまでは水道課で7年間必要だったものが、土木課3年、水道課4年のトータル7年で資格取得となります。ただ、実務経験年数の7年間の縛りは変わらない内容です。水道だけの経験じゃなく土木も含めていいよ、それから、ただし、トータルの経験年数は変わらないよという内容であります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） トータルの経験年数は変わらなくても、例えば工事にあつては、土木であつたり、例えば水道の布設であつたりとか、いろいろそれが合算をされて全て7年の実務経験でオーケーだよということではありますが、例えば、持っている資格によって片方だけしかやってないということだったら、それは、もう一方の工事の技術が上がらないと、その辺のところでの安全性といいますか、その辺は図られるんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部長。

○上下水道部長（齋藤啓一君） 今のお話ですと、例えば土木課7年でもいいのかというお話になっちゃうと思うんですが、実は水道のほうの必要経験年数は最低限がありまして、7年でしたら3年半、3年6か月は水道が必要ですよというところがございますので、問題ないかと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それでは、お聞きいたしますけれども、幸田町の職員にあつて、こうした資格を有している、その辺のところ、例えば技術者がどれぐらいいるのかということでもあります。それはなぜかということ、やはり、工事を発注するとき、そうした

専門性がないと、土木業者、水道業者、そうしたところでの例えば発注に当たって、それを今度は監督をしていく、きちんと見守っていく、その辺のところの安全性の確保についても、やっぱりこれは必要かというふうに思いますので、幸田町の職員にあつてはそれが何人ぐらいいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 上下水道部。

○上下水道部長（齋藤啓一君） 現在のところ、役場の中では布設工事監督者は3人です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案及び第56号議案の質疑を行います。

以上2件は、通告なしであります。

以上で、第55号議案及び第56号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第57号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、額田郡模範造林組合の解散に伴うものでありまして、財産処分をすると、この内容でありますけれども、そこでお伺いをするものであります。今回の組合の財産処分について、所有する不動産全てを岡崎市に帰属をさせるということで協議の内容が示されておりますけれども、この帰属する内容が、基金やなんかは幸田町と岡崎市で負担割合に応じて分けられるわけですが、この不動産部分ですね、今まで模範造林として整備をしてきたスギ・ヒノキ、この辺について全て岡崎市に帰属させることでいいのかということでもありますけれども、今までこの樹木を育て育成して、そして、また林道も開設しながら守ってきた、その分の負担というのは加味されなかったのかということでもあります。その点についてお伺いしたいと思います。

○14番（丸山千代子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 岡崎市額田郡模範造林組合、以降は組合と表現をさせていただきますが、組合が所有します不動産につきましては、岡崎市内の旧額田町にありまして、本町が帰属を受けた場合、所有地の森林及び林道において、当然ながら維持管理責任というのが伴ってくるわけがあります。したがって、不動産が岡崎市内にありますので、維持管理等が可能であります岡崎市に帰属することが最適と考えております。

なお、組合が所有する現金等につきましては、今まで負担してきた分担金の割合で案分しまして、精算することとしております。そこで、所有地であります不動産というと、簡単に言うと既存の木ですね、立木につきましては、組合の解散後も利活用できますよう、両市町で旧模範造林組合の団地を対象とした森林保全活動に関する協定というのを締結することを考えております。つまり、清算で終わらせてしまうのではなく、組合に関する両市町の間を担保しながら、多角的な視点から利活用していくことを考えておるところであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 額田町内にある宮崎団地の樹木、流木ですね、この流木を例えば

出荷した場合、それが一つのまた財産になってくると。そうした、今までかけてきたそういう部分の流木については、これで打切りで、あなたの取り分はないよではなくて、最終的に出荷した場合のその部分についても、今までのやってきた成果に基づいて割合としてやっていくと、そういう考え方なのか。それとも、もう協定の中では利活用の部分について、きちんとその辺のところをうたっていくのかどうなのかということであります。

それから、協定はいつ頃の予定であられるかを伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 協定というのはまだしていないわけでありまして。今年度いっぱい、解散するまでには協定のほうをしていきたいなというふうに考えております。組合の規約で、本町の経費負担というのが資料にもありますとおり、1万分の2,094ということで、約2割の立木を利活用する権利があります。これを協定に入れていきまして、多角的な活用を期待していくものであります。木のほうを伐採して外に出すということでのその木の活用方法、だから、幸田町においてその木をどうするかという、2割分の権利を幸田町が持っているというところで、その木を切って出したお金をまた2割分もらうという考えではなく、その2割分の木の権利を全て幸田町が持っているということになります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 2割分の権利とはどのようなものなのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 2割分の権利というのは、木をどうするか、例えば、まだ具体的には考えてないんですけど、幸田町は昨年度から始めているんですけど、森林サービス産業をスタートしてるわけです。ここの中で何か使えないとか、その中には、推進委員の協議会の中の委員の中に木のおもちゃとか、木に関する得意な分野の先生も見えるわけです。この先生にも協力願いながら、何かできるものがないかというところを模索していきたいなというところを考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 幸田町はそのようにいろんな多角的な利活用を考えておられても、岡崎市が嫌だよと言ったらどうされるのかということですが、岡崎市の感触はいかがなんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 岡崎市が嫌だよということはないように協定を結んでいくわけでありまして、岡崎市は8割分をやっていくと。維持管理はもう岡崎市に全部やってもらんですけど、岡崎市が維持管理やって、そのうちの8割分は岡崎市が利活用していくと。幸田町はちょっとおいしい、おいしいって言っちゃっていいんですかね、維持管理は実際はできないので、維持管理はしなくて2割分の木を使う権利を持っているというところで協定を結んでいきますので、その組合が解散した後も、急にいや10割分が岡崎市ですよなんていう話にはならないことにしていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

6番、岩本知帆君の質疑を許します。

6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 20款、10項、20目地域活動支援センター管理運営事業についてお聞きします。

漏水した接触ばっ気槽と同時期に設置したばっ気槽は町内にほかにあるのでしょうか、教えてください。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 福祉課が所管いたします施設のうち合併浄化槽を設置している施設は、公共下水道及び農業集落排水使用区域外にあります障害者の地域活動支援センターのみでございます。そのほかの施設であります老人福祉センター、高齢者生きがいセンター、生涯現役館、町内12か所にあります老人憩の家につきましては、いずれも公共下水道もしくは農業集落排水に接続されている状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 分かりました。今後も施設設備の老朽化は進んでいくかと思えます。不具合等が出るかと思えますので、ぜひ定期的な点検・メンテナンスを引き続きお願いいたします。

次に、45款、15項、15目道路維持整備事業についてお聞きします。

初めに、各区の要望等の処理件数はどれぐらい増加したのでしょうか、教えてください。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） まず、今回補正をお願いしております道路維持修繕事業につきましては、道路側溝等の軽微な修繕や倒木処理等の緊急措置等に対応するための予算でありまして、町の直営班である親切作業班による作業にて対応する業務が主なものになってございます。したがって、そういった簡易規模の案件に特化して数字を整理した要望処理件数の状況といたしまして、11月末時点での状況を前年度と比較してみますと、令和5年度の同時期の処理件数が730件、今年度が991件でありますので、261件増加している状況でございます。また、令和元年度から令和5年度までの要望処理件数の総数の推移を見てみますと、令和元年度から令和3年度にかけては、年間で約900件前後の案件を処理しておりましたが、令和4年度、5年度の処理件数は、年間で1,000件を超えており、今後も増加していくことが想定されるのではないかと考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 大幅に増加していることが分かりました。

次に、要望に対して対応できている割合はどの程度でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 要望に対して対応できる割合につきましては、今年度の11月

末時点での要望総数が1,043件であるのに対しまして、処理件数は先ほど申し上げましたように991件でありますので、いただいている御要望の95%の処理をさせていただいている状況でございます。

なお、例年、御要望のおおよそ90%前後を処理をさせていただいているところありますが、近年増加する要望に対応するため、職員自らスマートフォンを活用して事象を効率的に処理する仕組みも考え出し、寄せられた要望を的確にかつタイムリーに親切作業班に伝達し、処理に対応することができるようになり、こうした成果もあり、今年度は特に多くの要望を効率よく処理することができている要因の一つではないかなと考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 90から95%と高い割合で御対応いただけていることが分かりました。

最後に、2月からLINEでの報告方法が追加されましたが、修繕依頼数に対するLINE報告の割合と全体の増加数等を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 修繕依頼数に対するLINE報告の割合と全体の増減数についてでございますが、LINEの活用につきましては今年度から運用が始まっており、これまでに45件の御要望をいただいております。割合といたしましては、全体要望の4.3%とまだ少ない状況ではありますが、要望の内訳を見ますと、前45件のうち18件が区長様からの御連絡、御要望等で、残り27件が住民の方等からの御連絡、通報となっております、半分以上は住民の方等から何らかの情報をいただいている、そんな状況になっております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 回答にもありましたが、住民の方から大分御要望をいただいているということが分かりました。住民の方からは、役場に行くのはやっぱり手間がかかるだったりとか、電話だとうまく伝えられないというお声を聞いておりましたが、実際にLINEで通報してみたという方もおりまして、やはり、写真付きで送れると住民の方も役場側も仕事量がスムーズに行えるシステムかと思っておりますので、まだまだ十分に知られているかというところ、まだまだちょっと周知のほうは足りていないところもあるかなと思っておりますので、ぜひ活用できるほうの周知のほうをお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） これまでは議員がおっしゃっていただいたように、住民の方から役場に伝えたいことがある場合には、お電話をいただくか直接御来庁いただき、お話を伺う必要がございました。そして、お時間やお手間をおかけしておりましたが、LINEを活用することで、これまでよりも連絡していただきやすい環境になったのではないかなと考えております。今後もこのLINEを使って、情報を寄せていただくシステムの活用の周知を進め、様々な方から多くの要望や緊急的な情報をいただくことにより、結果的に安全で快適なインフラの提供、生活環境の整備につなげてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆君の質疑は終わりました。

次に、14番、丸山千代子君の質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 補正予算のラリー三河湾運営事業委託料についてお伺いしたいと思います。

昨年のラリー三河湾ですけれども、町職員によって運営がされておりましたけれども、今回は委託ということでありまして。そこで、昨年、非常に混雑をしていろんな問題点が出たかというふうに思うんですが、そうした昨年の開催時の教訓を生かした運営あるいは委託内容となっておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 昨年、ラリー三河湾が蒲郡市を中心に近隣市町を含んだコースの中で開催されることが急遽決定をされたため、ラリーの運営費につきましては大半を蒲郡市の予算で対応をいただきました。その中で、コースに一般車両等が入り込まないよう交通警備員を配し対応することとなりましたが、重要ポイントは主催者が、それから、コースから少し離れた箇所の警備につきましては各市町村で対応することとなったため、幸田町が対応すべき箇所につきましては、複雑なポイントは警備員、その他は町職員にて対応をいたしました。幸田町が対応する交通警備に対し、大きな問題は発生いたしませんでした。また、幸田会場には駐車場がないため路上駐車が心配されましたが、苦情は1件もない状況でございました。多くの方が、JR三ヶ根駅から深溝運動場まで歩いて参加いただけただけのため、駅付近で交通整理に当たっていた職員には、多くの方から深溝運動場の行き方の問合せがあり、対応をする場面もございました。また、レースカーが道路脇ののり面等に乗り上げ、鳥獣除けフェンスや植木を破損したケースがそれぞれ1件ずつございました。

これらの経験や、先日、岡崎市や豊田市等で行われたWRCにおいて、一般車がコースに進入しレースが中止となった事態も踏まえ、交通警備については専門業者へ委託し、また、三ヶ根駅から深溝運動場までの行き方を分かりやすく明示する看板等を作成し設置をしたいと考えております。また、町道や農道、深溝運動場でのラリーカー事故やトラブルに備え、関係課職員が本部であります深溝運動場に待機又は連絡を取れるようにしておくことで、迅速な対応をしたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 昨年の教訓を生かしながら安全性に努めていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、やはり、こうしたラリー競技におきましては、非常に関心も高いようでございます。その中で昨年は急遽ということがあって、一般町民の方も分からない方もおられたようでございまして、後から聞かれて分からないというようなことでいろいろありましたけれども、そうしたことが今年度は十分用意もされておりますので、周知がなされないということはないというふうに思いますけれども、やはり、こうしたことが一つの関心の的となっていてきており、また、観光事業の一つともなるわけでございますので、十分に周知のほうもお願いしたいなというふうに思います。

次に、介護予防生活支援事業の中の難聴高齢者補聴器購入費助成について伺いたいと思います。

今回、本当に早い時期に実現をしていただいていたというふうに思います。期待するものであります。しかしながら、今回は片耳だけということでございますけれども、これは耳鼻咽喉科の先生たちの意見によって片耳だけというふうに取り上げられたものであります。しかしながら、両耳必要になってくる場合もあるわけでございます。そのときに、やはり、1回限りというような、そういうような利用の仕方になっていきますので、その辺の改善、充実に努めていただきたいというふうな要望でございますが、今回実施をしていって、そうした見直しを図る考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 住民の皆さんも関心が高いということで、周知のほうをとということでございますけれども、昨年も広報のほうの2月1日号で特集というか周知をさせていただいております。今年度も、広報こうた、そしてホームページも含めて周知のほうをさせていただいて、皆さんに御覧いただければと思っております。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 今回議員がおっしゃいましたように、先日の協議会等で説明させていただきまして、今回は、スタートに当たりましては、岡崎市医師会の耳鼻咽喉科の医会部理事会において、片耳又は両耳について本町のほうから協議していただいたその結果の医師の助言により、片耳助成としておりますので、難聴高齢者の補聴器購入費の助成事業につきましては、スタートに当たりまして、要綱上は新品の補聴器1台という表現、いわゆる片耳という形で補助要綱を制定させていただいて進めたいと思いますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

なお、今後につきましては、確かに県内の補助事業の各自治体の要綱につきましては様々な違いの部分がございますので、必要があればまた医師会のほうに御協議させていただいて、将来の改善には機会をもって努めていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この補聴器は本当に自己負担が高くて、なかなか買えないという状況の中で、一つの認知症予防としても効果があるというようなことで取り組む施策の一つだとも思っております。そういった意味におきまして、やはり、片耳しか聞こえないよということでは不自由であります。そのときに、やっぱり、本当に両耳必要性があるならば両耳も対象とする、そういうようにぜひまたこれから取り組んでいただきたいということをお願いをし、質問を終わりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 県内の自治体の助成内容につきまして、この内容につきまして精査をさせていただきまして、医師が、今後、人によっては議員がおっしゃるような両耳のほうが有効な場合があるなどの意見に変容が見られる場合には、要綱の見直しにつきましては速やかに検討していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第59号議案及び第60号議案の質疑を行います。

以上2件は、通告なしであります。

以上で、第59号議案及び第60号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第61号議案の質疑を行います。

6番、岩本知帆君の質疑を許します。

6番、岩本君。

- 6番（岩本知帆君） 15款、10項、11目地域密着型介護サービス等給付事業についてお聞きします。

地域密着型介護サービス等給付事業について、3,100万円と大きな額の補正がありますが、理由は何でしょうか教えてください。

- 議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

- 健康福祉部長（山本晴彦君） 令和5年度第9期介護保険事業計画を策定する中で、令和6年度の地域密着型である認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症に対応したグループホームのサービス利用者を、3施設の合計で定員63人に対しまして、計画では52人で見込んでおりました。しかしながら、現在満床の状態のため、11人分の給付費を増加補正する必要があります。今回補正のお願いをするものでございます。

なお、具体的な要因といたしましては、令和5年4月に開所いたしましたグループホームフロイデ三ヶ根の利用者見込みを2ユニット18人で見込んでおりましたが、職員体制が整ったということでもう1ユニット9人が増加し、現在3ユニット27人の満床状態になっていることによるものと考えております。現在、町内3施設全ての満床状態にあることから、今回増額の補正が高額になっているということで御理解いただきたいと思っております。

- 議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

- 6番（岩本知帆君） 1ユニットが増加したことによる金額であることが分かりました。

高齢化に伴い、各施設の必要性は高まっていると思っております。大きな金額となりますので、施設の設置やユニットの拡大など状況をぜひ注視し、御対応をお願いいたします。

- 議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

- 健康福祉部長（山本晴彦君） 計画に当たりましては、また予算の策定に当たりましては、入所施設は1人当たりの給付金額が高額になりますので、なるべく施設の増とか利用者の増について情報をキャッチして、補正にならないように注意していきたいと思っております。

- 議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆君の質疑は終わりました。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第62号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま、一括議題となっております第51号議案から第62号議案までの12件は、会議規則第39条の規定により、開会日に配付の委員会付託表のとおり、それぞれ所管

の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、12月17日までに取りまとめ、12月18日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月18日、水曜日の午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間御苦労さまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前 9時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和6年12月9日

議 長

議 員

議 員